

豊田市中心小企業人材育成事業補助金

豊田市内の中小企業のみなさまが、経営力・技術力強化のために受講する研修等の受講料に対して、その費用の一部を補助します。
民間企業が実施する講座や自社に講師を招いて実施する研修も補助対象となり、よりご利用いただきやすい制度となりました！



対象者

市内中小企業
(製造業 及び 建設業) に勤務している方

対象事業

- ①以下を目的とした民間企業が実施する講座
 - ・生産性や技術力、経営管理能力の向上による競争力強化
 - ・企画力、販売営業力等マーケティング力の強化
 - ・新事業の展開に必要な知識、技能の習得
- ②国、県、公的機関等が実施する講座
- ③法令等で定められる業務上必要な特別教育や資格取得・更新のための研修
- ④大学等教育機関への派遣

※受講の修了証が発行されるものを対象とします

研修受講日2週間前までに申請ください。ご相談はお早めに！

ただし、以下の場合は除く

- ・豊田市が直接実施する研修、及び市の補助金で実施する研修 (例：製造技術者育成プログラム)
- ・新入社員向けの講座、一般的なパソコン研修 (Word/Excel等) や接遇研修
- ・語学に関する資格取得・学習のための研修

対象経費

受講料

※自社に講師を招いて行う研修等の場合、講師謝金及び教材費を受講料とします
※受講料に宿泊費・食費等が含まれる場合、当該経費は補助対象外となります

補助金額

対象経費の **1/2 (上限額10万円)**

※申請は1団体、1中小企業につき1回限り。
ただし、申請額は**1万円以上**とします。

申請から交付までの流れ

企業

市役所

① 申請書の提出

- ☑ 交付申請書
- ☑ 事業計画書
- ☑ 収支予算書
- ☑ 会社の定款又はこれに類する書類
- ☑ 役員名簿
- ☑ 会社の概要資料
- ☑ 市税完納証明書
- ☑ 研修資料等

審査・交付決定

研修受講

② 交付申請書提出

- ☑ 実績報告書
- ☑ 事業報告書
- ☑ 収支決算書
- ☑ 経費の支払い等事業の実施を証明する書類 (修了証等) の写し

額の確定

③ 補助金請求書提出

- ☑ 補助金請求書

補助金交付

様式のダウンロードはこのHPから



平成30年度制度 中小企業人材育成事業補助金

豊田市役所 産業部 ものづくり産業振興課 ものづくり創造拠点SENTAN (豊田市挙母町2丁目1番地1)

電話 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252 E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

とよた産業ナビHP (<http://sangyounavi.toyota.aichi.jp>)

とよた産業ナビ